

株式会社寿エンタープライズ
指定通所介護及び指定介護予防通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社寿エンタープライズが開設する指定通所介護及び指定介護予防通所介護事業所「デイサービスセンター北本」(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下、「要介護者等」という。)に対し、適正な通所介護及び介護予防通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の必要な世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等の居宅サービス事業者、その保健医療サービス事業者及び福祉サービス事業者を提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 通所介護及び介護予防通所介護事業を行う主たる事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

一 名称	デイサービスセンター北本
二 所在地	埼玉県北本市北本宿 195-1
三 事業単位	1 単位
四 定員	25 人(通常規模事業所)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 主たる事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者兼生活相談員兼介護職員 1人(常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護サービスの提供にあたるものとする。

二 生活相談員 2人以上(常勤職員 1名以上、管理者との兼務 1名)

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

三 看護職員兼機能訓練指導員 2人以上(非常勤職員)

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

また、介護職員として配置される場合がある。

四 介護職員 3人以上(常勤職員及び非常勤職員)

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

五 機能訓練指導員 2人以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

六 調理員 1人以上（非常勤職員）

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。（ただし、12月30日から1月3日までを除く。）
- 二 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時20分～午後4時50分までとする。

（サービス提供の留意事項）

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の留意事項は次のとおりとする。

- 一 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画又は介護予防通所介護計画書に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 二 通所介護従業者は、指定通所介護及び介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 指定通所介護及び指定介護予防通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（通所介護計画の作成）

第7条 管理者は、利用者の置かれている環境や心身の状況及び意向等を踏まえて、機能訓練等の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画書を作成するものとする。

なお、介護予防通所介護計画書については、地域包括支援センター又は地域包括支援センターより委託されている居宅介護支援事業所にて作成されたものに基づく。

- 2 管理者は、上記の通所介護計画書を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。なお、介護予防通所介護計画書については地域包括支援センター又は地域包括支援センターより委託されている居宅介護支援事業所の担当者が説明を行うものとする。
- 3 通所介護計画書の作成にあたり既に居宅サービス計画書が作成されている場合には、その内容に沿って通所介護計画書を作成するものとする。
- 4 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画書及び介護予防通所介護計画書に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を説明し記録する。

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用料及びその他の費用の額)

第8条 指定通所介護及び介護予防通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護及び介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

通常の事業の実施地域を超えた地点から片道概ね1キロにつき 片道 50円

二 食事代1食あたり(おやつ・デザート代含む) 590円

三 おむつ代(介護度や使用する物により異なる) 実費

四 その他利用者個人で利用・消費するものについて 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、北本市、桶川市、鴻巣市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たって主治の医師からの指示事項等がある場合には、申し出ること。

2 利用に当たって、体調不良等によって通所介護又は介護予防通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定通所介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後6ヶ月以内

二 継続研修 随時

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社寿エンタープライズ代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 16 年 5 月 13 日から施行する。
- この規程は、平成 16 年 7 月 20 日から施行する。
- この規程は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 17 年 7 月 13 日から施行する。
- この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 20 年 1 月 29 日から施行する。
- この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 22 年 5 月 15 日から施行する。
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。